

議会報告会（委員長報告）

委員会名 観光厚生常任委員会

開催日時	平成27年2月24日（火）9時30分から 3月4日 9時30分から 3月18日 1時10分から
開催場所	鎌倉市本庁舎2階 全員協議会室及び第2委員会室
報告者	委員長 吉岡 和江 副委員長 西岡 幸子
出席議員	吉岡和江委員長、西岡幸子副委員長、日向 慎吾、渡辺 隆、渡邊 昌一郎、山田 直人
報告内容	<p>（件名及び審査概要）</p> <p>委員会には議案3件、報告8件、陳情2件が審議され、議案と陳情1件は全会一致で採択。報告も了承された。</p> <p>委員会では</p> <p>議案：鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>26年6月に制定された条例について、利用者によるマナー違反行為の防止に努めてきたが、過度に飲酒した海水浴客による、マナー違反があったため、海水浴場対策協議会健全化検討部会で意見を聞き、条例改正の必要性があるとの結論に至り、今回の改正が行われた。違反者に対して現行条例では、努めるとしていたものをマナー違反行為に対して、禁止行為とした。違反者に対して、「指導・勧告・更に中止命令や退去命令」を行う。</p> <p>質疑では、飲酒場所の問題や入れ墨については畏怖行為や大きさ等論議が行われた。議会基本条例後、初めて、議員間討議が行われ、特に入れ墨の扱いについて、畏怖行為や大きさ等について意見が交わされた。最後に、規則運用については十分に配慮して対応すること、また、より良い鎌倉の海水浴場を目指して、現状を踏まえ、検討していただきたいとの意見が付され、総員の賛成で委員会では可決された。</p> <p>本会議では議員5名から海の家事業者の営業時間については夜8時30分までにする修正案が提出され、退席1名、賛成6名、反対18名で修正案は否決された。市長提出の条例は全会一致で採択された。</p> <p>その後、修正内容での決議が議員4名から提出され、8名が退席する中、賛成6名、反対11名で否決された。</p> <p>陳情第52号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充についての陳情について</p> <p>陳情者から、意見陳述が休憩中に行われた。陳情の要旨はウイルス性肝硬変及び、肝がんに係る医療費助成を創設する事、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた、認定制度</p>

にするよう国に対し、意見書を提出してほしいという内容です。
 特にB型、C型のウイルス性肝炎はその多くが、集団予防接種の実施等が原因であり、国の責任が明確であることから、平成 22 年肝炎対策基本法が施行された。その後、肝炎ウイルスの感染予防等を目的とした、日本肝炎デーを設けているものの、十分であるとは言い難く、今後、国で論議を進めていくべきとして、陳情は全会一致で採択された。その後、国に対する意見書が本会議において、全会一致で採択された。

報告内容

1、 鎌倉市ごみ焼却施設基本計画の策定状況について

1 月 13 日、鎌倉市生活環境整備審議会にごみ焼却施設用地検討部会から新焼却施設 4 カ所の候補地検討結果が報告された。当初、焼却施設の 1 カ所への絞り込みは3月中に行うと報告されてきた。しかし、生活環境整備審議会では用地検討部会からの報告も合わせて、基本計画の各項目の審議を行い、委員から様々な指摘事項がなされ、その整理と残りの項目についての審議を深める為の時間を要してきた為、審議が延び、3 月 16 日に市長に鎌倉市ごみ処理基本計画の答申がされた。その結果を受け、新焼却施設用地を 4 カ所から 1 カ所に絞り込むのは 4 月中旬なるとの報告をうけた。

施設の絞り込み結果については議会全員協議会に報告するとした。

2、 鎌倉市海浜組合連合会との協議について

鎌倉市の海水浴場のあり方・ルール協議会が今年 1 月から 3 回開かれ、海の家運営ルールについて協議した。

海の家営業許可は県であり、県のガイドラインではクラブ化の禁止や泥酔客への酒類販売制限、入れ墨・タトゥー制限は県内共通としているが、営業時間、音響機器の制限、ごみ処理などは各市町村に任されている。その為自主ルールを大切にしながら、協議を行ってきたが、結論は市長と海浜事業者の協議に委ねられた。その後、行われた 2 回の協議は物別れとなり、海の名義ライツパートナーからは、議会の良識ある判断を求める要望がだされた。本会議での結論は先の通りであるが、市は営業時間を 8 時 30 分までとする条例化を進めるとしたが、再度、3 月 30 日、両者の話が行われ、8 時 30 分までとすることで合意を得たので、条例化はしないと報告を受けた。